

国土交通省告示第百九十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百条の五の規定に基づき、警報設備の構造方法及び設置方法を定める件を次のように定める。

令和元年六月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

警報設備の構造方法及び設置方法を定める件

第一 建築基準法施行令（第二において「令」という。）第一百条の五に規定する警報設備の構造方法は、次の各号に掲げる警報設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するものとする。

一 自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十一条第二項第一号、第二号及び第四号の規定

ロ 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十三条第四項第二号、第四号イ、二及びホ、第四号の二八及び二、第四号の三八及び二、第七号の六並びに第九号、第五項、第六項、第七項（構造方法に係る部分に限る。）並びに第九項第一号、第二十四条第一号、第一号の二ロ、第二号（二を除く。）、第三号、第四号（ロ及びハにあっては、構造方法に係る部分に限る。）

、第五号（二を除く。）、第五号の二（構造方法に係る部分に限る。）、第六号から第八号まで、第八号の二二及びホ並びに第九号（構造方法に係る部分に限る。）並びに第二十四条の二の規定

二 特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。第二第二号において同じ。）次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三条第二項第一号及び第三号の規定

ロ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成二十年消防庁告示第二十五号）第二第一号（消防法施行規則第二十三条第四項第一号へに係る部分を除き、構造方法に係る部分に限る。）及び第二号から第十二号まで（第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号までにあつては、構造方法に係る部分に限る。）の規定

第二 令第一百十条の五に規定する警報設備は、次の各号に掲げる警報設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するように設けるものとする。

一 自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 消防法施行令第二十一条第二項第三号の規定

ロ 消防法施行規則第二十三条第四項第一号（へを除く。）、第三号、第四号ロ及びハ、第四号の二イ及びロ、第四号の三イ及びロ、第五号から第七号の四まで並びに第八号、第七項（構造方法に係る部分を除く。）並びに第九項第二号並びに第二十四条第一号の二イ、第二号二、第四号ロ及びハ（いずれも構造方法に係る部分を除く。）、第五号二、第五号の二（構造方法に係る部分を除く。）、第八号の二イからハまで並びに第九号（構造方法に係る部分を除く。）の規定

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三条第二項第二号の規定

ロ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準第二一号（消防法施行規則第二十三条第四項第一号へに係る部分及び構造方法に係る部分を除く。）並びに第二号、第四号、第五号及び第七号から第九号まで（いずれも構造方法に係る部分を除く。）の規定

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。